

燕市まちづくり基本条例（仮称）を考える視点

新潟大学 馬場 健

1. まちづくりをどのように捉えるか

(ア) 都市計画として

- 土地の線引き、開発規制→法的枠組みの提供
- 法的枠組みに基づいた土地利用、開発
- 具体的には、建物、道路などのハードウェアの整備

(イ) 都市空間の管理

- 都市計画で挙げた内容を含む
- 都市空間を巡る住民の合意形成とそれに基づく実行＝「その地域の住民が、その地域の公共的課題を解決していく営為それ自体」（『まちづくり基本条例を創る』）
- この意味では、他市で自治基本条例と呼ばれる条例に記載の内容に類似

2. 条例をどのように捉えるか

(ア) 条例の必要性

- その地域に住む全員が認識し、なおかつ守っているルール＝共通認識（コンセンサス）→改めて制度化（条例）する必要はない
- 社会状況が変化し、共通認識が見えにくくなった状況→確認をする必要がある：確認作業としての検討会、提案会の必要→制度化は必ずしも必要とされない
- 現在の共通認識に立って、さらに新しい目標を立てる→制度化により、住民と行政の共通認識（規範）とする

(イ) 条例の効用

- 制度が人を作る

3. まちづくり条例をどのように捉えるか

(ア) 内容は、作り手次第

- 都市空間の管理を誰がどのように担うのか→住民、市の役割分担と相互協力関係を定める
- そのための具体的内容を定める

(イ) まちづくり基本条例とした場合

- 「その地域の住民が、その地域の公共的課題を解決していく営為それ自体」について定める→他の条例の内容と齟齬を生じる可能性
- 他の条例の上にあるのか⇔条例に優劣はない
- 他の条例で定められた内容に影響を与える可能性

4. 燕市のまちづくり条例をどのように捉えるか